

国の基本指針の改正

（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）

基本指針とは？

障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、以下について規定しています。

- ・ 障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 8 年度末の目標を設定
- ・ 令和 6～8 年度の第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を規定
- ・ 障害福祉サービス等並びに障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的としている

→「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」のうち、特に「第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画」部分の策定に際し、参考にするべきものです。

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

静岡県障がい者共生のまちづくり計画における「基本目標」の基礎の一つです。

主な項目	概要
1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	必要な支援を受けつつ自立と社会参加を図るためのサービス提供体制整備
2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等	- 発達障害・高次脳機能障害は精神障害に含まれるものであることを周知 - 難病も対象であることを周知
3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	- 地域生活支援拠点の整備・運営にあたっては、基幹相談支援センターとの効果的な連携を確保 - 精神障害にも対応する地域包括ケアシステムを構築
4 地域共生社会の実現に向けた取組 (一) 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援 (二) (一)の相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援 (三) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援	「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む - 地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の推進に取り組む (一)～(三)の支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討
5 障害児の健やかな育成のための発達支援	- ライフステージごと切れ目ない支援 - 医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築

6 障害福祉人材の確保・定着	・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等 ・障害福祉現場におけるハラスメント対策、ＩＣＴ・ロボットの導入による事務負担軽減等、関係者が協力して取り組む
7 障害者の社会参加を支える取組	・障害者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等 ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図る

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、計画的な整備を行う。

主な項目	概要
1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障	・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の充実・必要なサービスを保障
2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障	・療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動センターを保障
3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実	・GHの充実＋自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練等の推進により地域生活への移行を推進 ・重度化・高齢化した障害者や日常生活を営む上での理解力及び生活力を補う必要のある障害者であっても希望する者が地域で暮らすことができるよう、適切に管内の支援に係るニーズの把握に努める ・地域生活支援拠点を整備するとともに、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどして機能の充実に図る
4 福祉施設から一般就労への移行の推進	・就労移行・定着等支援等の推進
5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実	・障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図る ・強度行動障害を有する者、高次脳機能障害を有する者の支援ニーズの把握等が重要
6 依存症対策の推進	・アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策 ・様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

主な項目	概要
1 相談支援体制の充実・強化	・相談支援事業所による連携 ・サービス等利用計画の作成確保 ・特定相談支援事業所の充実 ・基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等を法律上明確化 ・精神障害者及び精神保健に課題を抱える者、その家族に対して包括的な支援が隠されるよう、体制を整えることが重要
2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保	・入所・入院機関利用者数の把握 ・地域への移行支援＋自立生活援助・地域定着支援
3 発達障害者等に対する支援 （一）発達障害者等への相談支援体制の充実 （二）発達障害者等及び家族等への支援体制の確保	・発達障害者支援センター・発達障害者地域支援マネージャー ・早期発見・早期支援のため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保 ・発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保
4 協議会の活性化	・関係機関・団体・当事者等による協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえた地域の支援体制の整備の取組の活性化を図る ・居住確保要配慮者居住支援協議会との連携 ・発達障害児者・重心児者・医療的ケア児・難病等への支援に向けた専門機関との連携

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

主な項目	概要
1 地域支援体制の構築	・障害種別・年齢別等のニーズに応じ身近な場所で支援提供 ・児童発達支援センターは地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づける ・とりわけ障害児入所支援については、入所している児童が十八歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整の責任主体として「協議の場」を設けて移行調整等を進めていく必要がある
2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援	・早期発見・支援のため、母子保健施策や小児慢性特定疾病施策その他子育て・保健医療部局との連携が必要 ・就学・卒業時に支援が引き継がれるよう教育委員会その他関係事業者と連携 ・難聴児の支援に当たっても、児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進める
3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	・地域共生社会の実現・推進の観点から、年少期からのインクルージョンを推進し、障害の有無にかかわらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれのこどもが互いに学び合う経験を持てるようにしていく必要がある ・児童発達支援センターは、地域におけるインクルージョン推進の中核機関としての機能が求められている
4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 （一）重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実 （二）強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実 （三）虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備	・重心児・医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の充実 ・医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場 ・関連分野（保健師、訪問看護師等を含む）の支援を調整するコーディネーターの配置
5 障害児相談支援の提供体制の確保	・早期からの支援、質の確保・向上

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

令和8年度を目標年度とする次に掲げる成果目標を設定することが適当である。また、成果目標を達成するため、活動指標を計画に見込むことが適当である。（成果指標・活動指標に加え、市町が独自の目標・指標を設定することも可能。）

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

概要	- 令和4年度末時点の施設入所者数の6パーセント以上が地域生活へ移行する - 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点に施設入所者数から五パーセント以上削減する
----	--

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

主な項目	概要
1 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	・令和8年度目標値：325.3日以上
2 精神病床における1年以上長期入院患者数	・別表四により算定した患者数を目標値とする
3 精神病床における早期退院率	・3か月時点：68.9% ・6か月時点：84.5% ・1年時点：91.0%

三 地域生活支援の充実

概要	- 地域生活支援拠点等を整備 - 効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める - 年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討 - 強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める
----	---

四 福祉施設から一般就労への移行等

概要	- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて一般就労に移行する者：令和３年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上 - 就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業、就労継続支援 B 型事業について、それぞれ一般就労に移行する者の目標値： - 就労移行支援事業：令和３年度の 1.31 倍以上 終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上 - 就労継続支援 A 型：令和３年度の 1.29 倍以上 - 就労継続支援 B 型：令和３年度の 1.28 倍以上 - 就労定着支援事業の利用者数：令和３年度の 1.41 倍以上 - 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上 - 雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める
----	--

五 障害児支援の提供体制の整備等

主な項目	概要
1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	- 児童発達支援センターを 1 カ所以上設置 - 障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築
2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	- 必要に応じて指定都市において、 ①難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保 ②新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向け取り組む
3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	各 1 カ所以上確保
4 医療的ケア児支援センター（都道府県ごと）の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける - 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
5 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置	移行調整に係る協議の場を設置

六 相談支援体制の充実・強化等】

概要	・ 基幹相談支援センターを設置 ・ 基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保 ・ 協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取組に必要な協議会の体制を確保
----	---

七 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

概要	・ 令和８年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築
----	--

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

主な項目	概要
1 作成に当たって留意すべき基本的事項 (一) 障害者等の参加 (二) 地域社会の理解の促進 (三) 総合的な取組	・当事者の声、地域の理解、他の関係法や機関との連携に留意
2 計画の作成のための体制の整備 (一) 作成委員会等の開催 (二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携 (三) 市町村と都道府県との間の連携	・自立支援協議会、施策推進協議会を活用し、意見集約の場を設ける
3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握	・障害者等のニーズを的確に把握し、市町村障害福祉計画等に位置付ける
4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備	・支援を利用する保護者の調査によりニーズを把握 ・利用ニーズを満たす定量的な目標を示した上で、子ども・子育て支援の利用を希望する児が利用できるよう体制整備を行う
5 区域の設定	・都道府県のみ対象
6 住民の意見の反映	・委員の公募、パブリックコメント、公聴会、アンケート等
7 他の計画との関係	・障害者計画、地域福祉計画、医療計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画と調和が保たれたものとする
8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置	・成果目標及び活動指標について少なくとも年一回は実績を把握

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

概要	*別表第二の二、三中「種類ごとの必要な量の見込み」、四の設定は義務 *別表二の三中「種類ごとの必要な見込量の確保のための方策」、五是努力義務 *別表二の一、六、七は盛り込むことが望ましい
----	---

主な項目	概要
1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項	・第二に即して成果目標を設定 ・計画の実績・地域の実情を踏まえて設定することが望ましい
2 各年度における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策 (一) 各年度にける指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策 (三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実 (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し並びに計画的な基盤整備の方策	・別表第一を参考 ・生活介護、就労継続B、施設入所支援については「継続入所者」の数を除く ・児から者への円滑な移行を図る ・入所児は退所後を見据えて連絡調整を図る ・医療機関が実施する短期入所の確保 ・地域生活支援拠点等運用していく中で明らかになった課題（現状では対応困難な地域や課題・障害種別・障害特性については機能補完の検討）
3 市町村の地域生活支援事業の実施に関する事項 (一) 実施する事業の内容 (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み (三) 各事業の見込量の確保のための方策 (四) その他実施に必要な事項	
4 関係機関との連携に関する事項 (一) 指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項 (二) 指定通所支援等の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項	・分野を超え、関係機関が連携

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項

1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
2 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み並びにその見込量の確保のための方策 (一) 各年度にける指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み (二) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類ごとの必要な見込量の

確保のための方策

- (三) 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実に向けた市町村支援等
- (四) 圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策

- 3 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数
- 4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置
 - (一) サービスの提供に係る人材の研修
 - (二) 指定障害福祉サービス等支援の質の確保・向上
- 5 都道府県の地域生活支援事業の実施に関する事項
 - (一) 実施する事業の内容
 - (二) 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込み
 - (三) 各事業の見込量の確保のための方策
 - (四) その他実施に必要な事項
- 6 関係機関との連携に関する事項
 - (一) 区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項
 - (二) 区域ごとの指定通所支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

四 その他

- 1 計画の作成の時期（令和6年度から令和8年度までの3年間）
- 2 計画の期間：3年を1期として作成することを基本としつつ、柔軟な期間設定を可能とする。
- 3 計画の公表
- 4 その他：サービスの見込み量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能である

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

一 障害者等に対する虐待の防止

主な項目	概要
1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見	・設置者・管理者は防止委員会の設置、研修等に努める
2 一時保護に必要な居室の確保	・一時保護に必要な居室を確保する観点から地域生活支援拠点を活用する
3 指定障害児入所支援の従業者への研修	・入所児童に対する人権の擁護等を徹底する
4 権利擁護の取組	・市町村成年後見制度利用促進基本計画との整合
5 精神障害者に対する虐待の防止	・精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進

二 意思決定支援の促進

概要	・意思決定支援ガイドライン等を活用した相談支援員・サービス管理責任者研修
----	--------------------------------------

三 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

概要	・文化芸術活動支援による社会参加等の促進 ・都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進
----	---

四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

概要	・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図る （一）障害特性に配慮した意思疎通支援のニーズを把握するための調査等 （二）ニーズに対応した支援を実施するために必要な意思疎通支援者の養成 （三）意思疎通支援者の派遣及び設置を実施するための体制づくり （四）遠隔地や緊急時等に対応するためのＩＣＴ機器等の利活用
----	--

五 障害を理由とする差別の解消の推進

概要	・手帳所持者だけが対象ではない ・国の指針に従い具体的場面・状況に応じて柔軟に対応する
----	---

六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

概要	・地域共生社会の考えに基づく「地域に開かれた施設」 ・発災時には福祉避難所となることを踏まえた防災対策 ・権利擁護の視点を含めた職員研修 ・本人の意思に反した異性介助が行われることながいよう、意思や人格を尊重したサービス提供体制を整備
----	---

《別表第一》・・・これを参考に、地域の実情等を踏まえ、サービスの必要な量の見込み等を設定する。

一 福祉施設から一般就労への移行等

事 項	内 容
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定
障害者に対する職業訓練の受講	都道府県は、受講者数の見込みを設定
福祉施設から公共職業安定所への誘導	都道府県は、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	都道府県は、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	都道府県は、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定

二 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

事 項	内 容
居宅介護	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に居宅介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して設定
重度訪問介護	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度訪問介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して設定
同行援護	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して設定
行動援護	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に行動援護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して設定
重度障害者等包括支援	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に重度障害者等包括支援の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して設定

三 生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（A・B）、就労定着支援、療養介護、短期入所（福祉型・医療型）

事 項	内 容
生活介護	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者の見込みを設定することが望ましい
自立訓練（生活）	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
自立訓練（機能）	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
就労選択支援	【利用者数】 障害者等のニーズ、特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援を現に利用している者の数等を勘案して設定
就労移行支援	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数、福祉から一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たな対象者数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定
就労継続支援A型	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数、福祉から一般就労への移行者数、一人当たりの平均的利用量、地域の雇用情勢等を勘案して設定
就労継続支援B型	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数、福祉から一般就労への移行者数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定 工賃の目標水準の設定が望ましい

就労定着支援	【利用者数】 現に利用している者の数、ニーズ、福祉から一般就労への移行者数等を勘案して設定
療養介護	【利用者数】 現に利用している者の数、ニーズらを勘案して設定
短期入所 (福祉型・医療型)	【利用者数・見込量】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数、一人当たりの平均的利用量等を勘案して設定 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者の見込みを設定することが望ましい

四 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等

事 項	内 容
自立生活援助	【利用者数】 現に利用している者の数、単身世帯である障害者数、同居家族の支援を受けられない者の数、地域移行者数、精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数等を勘案して設定
共同生活援助	【利用者数】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数、GHに入所者数、GH退所者数等を勘案して設定 さらに、当該利用者数のうち、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者について個別に利用者の見込みを設定することが望ましい
施設入所支援	【利用者数】 令和4年度末時点の入所者数を基礎とし、地域移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者といった真に入所を必要とする数を勘案して設定 令和8年度末において令和4年度末入所者数の5%以上を削減
地域生活支援拠点等	・地域生活支援拠点等の設置箇所数 ・コーディネーターの配置人数 ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

五 相談支援

事 項	内 容
計画相談支援	【利用者数】 現に利用している者の数、ニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の等を勘案して設定

地域移行支援	【利用者数】 現に利用している者の数、ニーズ、地域移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数等を勘案して設定 入所・入院前の居住地の自治体が設定
地域定着支援	【利用者数】 現に利用している者の数、単身世帯である障害者数、同居家族の支援を受けられない者の数、地域移行者数、精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数等を勘案して設定

六 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

事 項	内 容
児童発達支援	【利用児童数・見込量】 地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所等での障害児の受入状況、入所施設退所後利用の見込まれる障害児数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して設定
放課後等 デイサービス	【利用児童数・見込量】 地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所等での障害児の受入状況、入所施設退所後利用の見込まれる障害児数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して設定
保育所等 訪問支援	【利用児童数・見込量】 地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所等での障害児の受入状況、入所施設退所後利用の見込まれる障害児数、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して設定
居宅訪問型 児童発達支援	【利用児童数・見込量】 地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、平均的な一人当たりの利用量等を勘案して設定
福祉型 障害児入所施設	【利用児童数】 地域における児童数の推移、現に利用している障害児数、障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ等を勘案して設定
医療型 障害児入所施設	
都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数	【配置人数】 医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児等の支援を総合調整するため必要となる配置人数の見込みを設定

市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	【配置人数】 地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して設定
---	-------------------------------------

七 発達障害者等に対する支援

事 項	内 容
発達障害者支援地域協議会の開催	【見込開催回数】 地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討に必要な回数を設定
発達障害者支援センターによる相談支援	【見込相談件数】 現状の相談件数・ニーズのうち、市町村での対応が困難で真にセンターの相談が必要な件数を勘案して設定
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言	【見込助言件数】 現状の助言件数・ニーズのうち、市町村での対応が困難で真にセンター・マネージャーの相談が必要な件数を勘案して設定
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	【見込研修・啓発件数】 現状の件数を勘案して障害特性の理解が図られるために必要な件数を設定
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	【受講者数・実施者数】 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案して設定
ペアレントメンターの人数	【人数】 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	【参加人数】 現状のピアサポートの活動状況及び資料損とうにおける発達障害者等の数の勘案し、数の見込みを設定する。

八 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	【開催回数】 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の一年間の開催回数を設定
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	【参加者数】 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）に設定
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【実施回数】 市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定
精神障害者の地域移行支援	【利用者数】 現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して設定
精神障害者の地域定着支援	【利用者数】 現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して設定
精神障害者の共同生活援助	【利用者数】 現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して設定
精神障害者の自立生活援助	【利用者数】 現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して設定
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	【利用者数】 現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数等を勘案して設定
精神病床における退院患者の退院後の行き先	【退院後の行き先別の退院患者数】 都道府県において、入院中の精神障害者が地域生活を送るための基盤整備内容を検討するために必要となる、行き先別の退院患者数の見込みを設定

九 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターの設置	【設置の有無】 基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定
期間相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	・地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 ・地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数 ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 ・個別事例の支援内容の検証の実施回数 ・期間相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数 ・協議会の専門部会の設置数及び実施回数

十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市長村職員の参加人数の見込みを設定
計画的な人材養成の推進	・都道府県による相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修終了者数 ・都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定

別表第二

一 市町村障害福祉計画等の基本的理念等 《盛り込むことが望ましい》

事 項	内 容
市町村障害福祉計画等の基本的理念等	市町村障害福祉計画等に係る法令の根拠、趣旨、基本的理念、目的、特色等を定める

二 提供体制の確保に係る目標 《義務》

事 項	内 容
障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標	地域生活移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等が有する機能の充実、福祉施設の利用者の一般就労移行等を進めるため、国の基本指針に即して令和８年度における成果目標を設定
障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標	体制整備推進のため、国の基本指針に即して令和８年度の成果目標を設定

三 支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

《「種類ごとの必要な量の見込み」は義務、「見込量確保のための方策」は努力義務》

事 項	内 容
各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①【実施に関する考え方・見込必要量】 別表第一を参考にして、⑤の令和８年度末の長期入院患者数の地域生活移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を勘案しながら、地域の実情を踏まえて、令和８年度までの各年度における障害福祉サービスの種類ごとに定める
	②【確保のための方策】 サービス等の種類ごとに見込必要量の確保のための方策を定める
	③【整備の方策】 地域の個別の状況に応じた地域生活支援拠点の整備の方策を定める
	④【サービスの見通し・基盤整備の方策】 圏域単位を標準とした見通し・方策を定める
	⑤【精神基盤整備量（利用者数）】 属する県が別表第四の三の式により算定した令和８年度末の精神長期入院者の地域生活移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量を勘案して、市町村の R5 年度末の精神長期入院者の地域生活移行に伴う精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を定める

各年度における指定通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策	①【実施に関する考え方・見込必要量】 別表第一を参考にして、令和８年度までの各年度における通所支援等の種類ごとに定める
	②【確保のための方策】 通所支援等の種類ごとに見込必要量の確保のための方策を定める
	③【見通し・整備の方策】 圏域単位を標準とした指定通所支援の見通し・計画的な整備の方策を定める

四 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 《義務》

事 項	内 容
市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	第二の成果目標の達成に資するよう、地域の実情に依じて次の事項を定める ① 実施する事業の内容 ② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方・見込量 ③ 各年度の見込量確保のための方策 ④ その他実施に必要な事項

五 関係機関との連携に関する事項 《努力義務》

事 項	内 容
指定障害福祉サービス等及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項	市町村の障害保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等を定める
指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他関係機関との連携に関する事項	

六 障害福祉計画の期間 《盛り込むことが望ましい》

事 項	内 容
障害福祉計画の期間	障害福祉計画の期間を定める

七 障害福祉計画の達成状況の点検・評価 《盛り込むことが望ましい》

事 項	内 容
障害福祉計画の達成状況の点検・評価	各年度における状況を点検・評価する方法を定める

別表第三 都道府県関係事項（略）

別表第四 精神長期入院者数算定式（略）